

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

第5次男女共同参画基本計画・第5分野 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」 に関する現状等

令和5年11月
内閣府男女共同参画局

第5次男女共同参画基本計画策定以降(令和2年12月25日～) に成立した主な関係法律

(令和3年)

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律【議員立法】
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(令和4年)

- 児童福祉法等の一部を改正する法律
- 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（A V出演被害防止・救済法）【議員立法】
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律【議員立法】

(令和5年)

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

※ 各法律の概要は、本資料末尾に参考資料として掲載

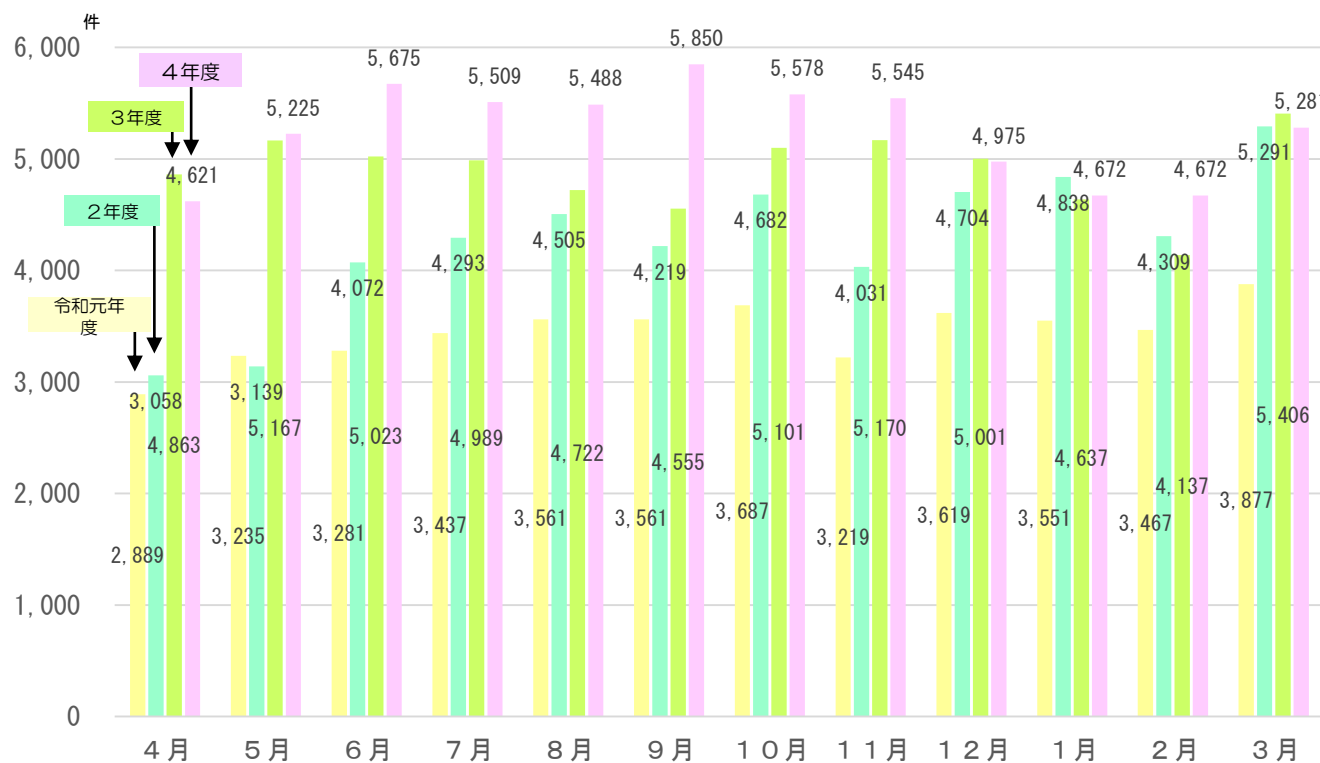
目次

性犯罪・性暴力関係	3 頁	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移（令和元年度～4 年度）
	4 頁	ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢
	5 頁	ワンストップ支援センターへの相談の被害類型
	6 頁	加害者との関係
	7 頁	ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間
	8 頁	A V 出演被害に関するワンストップ支援センターへの相談状況
	9 頁	強姦性交等・強姦わいせつ認知件数の推移
	10 頁	強姦性交等・強姦わいせつ検挙件数の推移
	11 頁	痴漢事犯に関する検挙件数・発生場所等のデータ
	12 頁	S N S に起因する事犯の被害児童数の推移
	13 頁	児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移
	14 頁	私事性的画像に係る事案の相談等状況
配偶者暴力（D V）関係	15 頁	配偶者暴力相談支援センター数の推移
	16 頁	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）
	17 頁	D V 相談者の年齢・相談内容
	18 頁	警察における配偶者からの暴力事案等の相談等状況
	19 頁	保護命令事件の処理状況等の推移
	20 頁	婦人相談所による一時保護者数の推移
ストーカー関係	21 頁	警察におけるストーカー事案の相談等状況
	22 頁	警察におけるストーカー規制法に基づく行政措置
ハラスメント関係	23 頁	令和 4 年度労働局雇用環境・均等部（室）への相談件数・相談内容（男女雇用機会均等法関係）

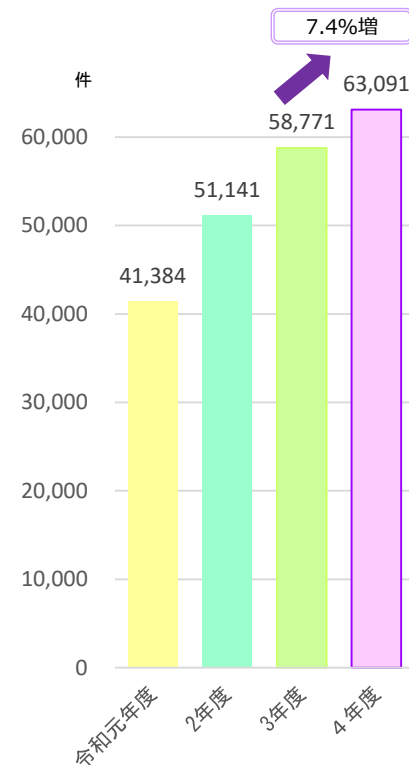
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～4年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、**年々増加**。
令和4年度は、**前年度比7.4%増**。(4月、12月、3月を除き、前年度を上回って推移)

各月の相談件数



各年度の相談件数



- 注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。
2. 令和2（2020）年の対象施設は49か所、令和3（2021）年度は49か所、令和4（2022）年度は50か所。

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

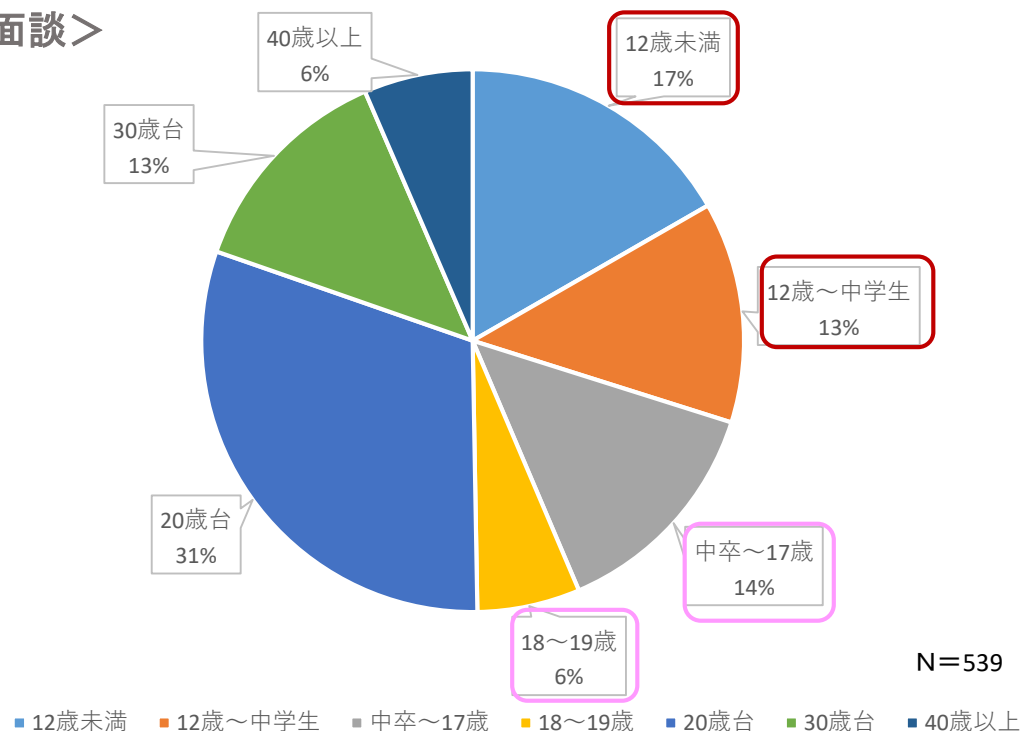
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



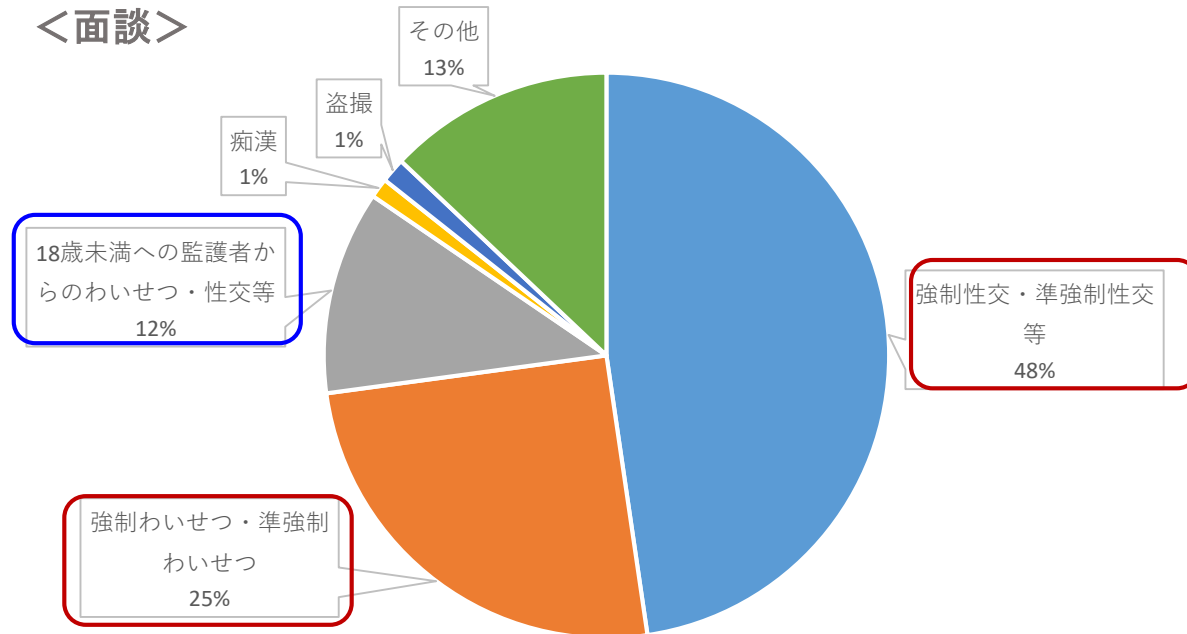
※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

ワンストップ支援センターへの相談の被害類型

「強制性交等・準強制性交等」が最も多く、約半数を占めており、
次に「強制わいせつ・準強制わいせつ」が多くなっている。
「18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等」が1割超に及んでいる。

被害類型

<面談>



- 強制性交・準強制性交等
- 強制わいせつ・準強制わいせつ
- 18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等
- 痴漢
- 盗撮
- その他

N=711

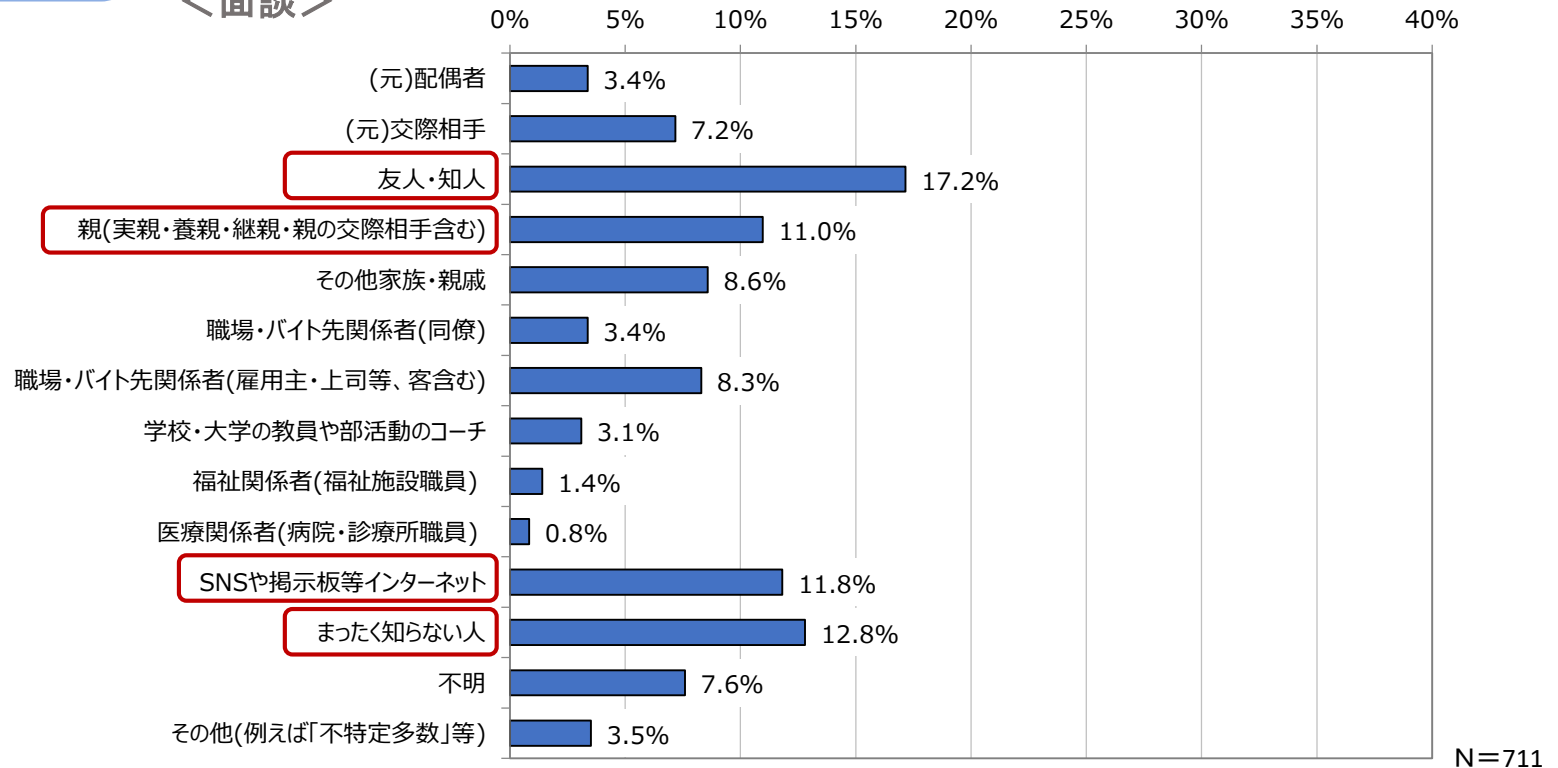
(令和4年6月～8月)

加害者との関係

「友人・知人」が最も多く、次いで、
「まったく知らない人」、「SNSや掲示板等インターネット」、
「親(実親・養親・継親・親の交際相手含む)」の順に多くなっている。

加害者との関係

<面談>



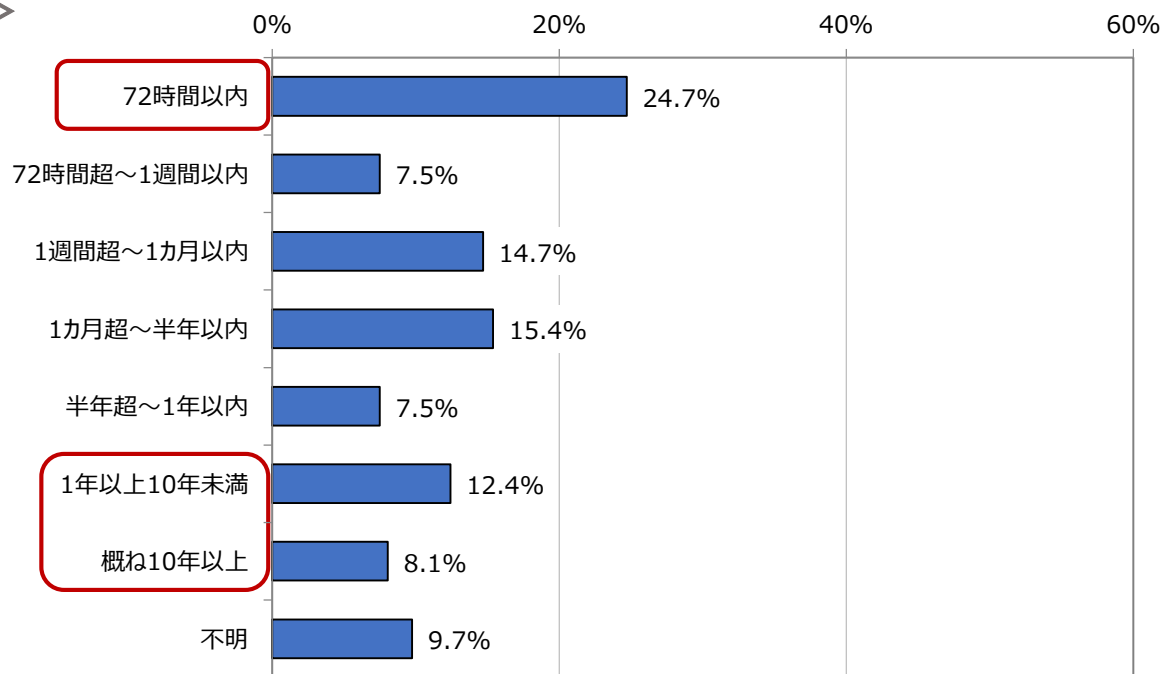
(令和4年6月～8月)

ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間

被害からセンターの面談に至るまでの時間については、「72時間以内」が最も多い。
一方で、「1年以上10年未満」・「概ね10年以上」を合わせると全体の約2割となっており、
被害から長い時間を経て、相談に至る場合も少なくない。

相談までに要した時間

<面談>



N=708

(令和4年6月～8月)

AV出演被害に関するワンストップ支援センターへの相談状況

1 集計期間

令和4年7月～令和5年6月

（AV出演被害防止・救済法施行後の1年間^注）

2 相談件数

239件（合計）

（相談者について）

- ・相談者の年代は20代が最も多く、約6割を占めた。
その他の年代からも幅広く相談があった。
- ・相談者の性別は女性が約8割、男性が約2割であった。

（相談内容について）

- ・法の施行日前（令和4年6月22日以前）に締結された契約に関する相談が110件、法施行後（令和4年6月23日以降）に締結された契約に関する相談が92件であった。
- ・出演したAVの公表後の相談が155件、公表前の相談が43件であった。

3 支援の内容について

※複数回答、10件以上のもの

（法律等に関する支援）

- ・法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）が提供できることについて説明した：78件
- ・差止請求等について説明した：54件
- ・任意解除について説明した：40件
- ・法的支援（弁護士相談、弁護士紹介等）を行うことになった：28件
- ・弁護士に法律相談をした：14件
- ・任意解除の通知の書き方について説明した：13件
- ・出演に係るリスクについて説明した：12件

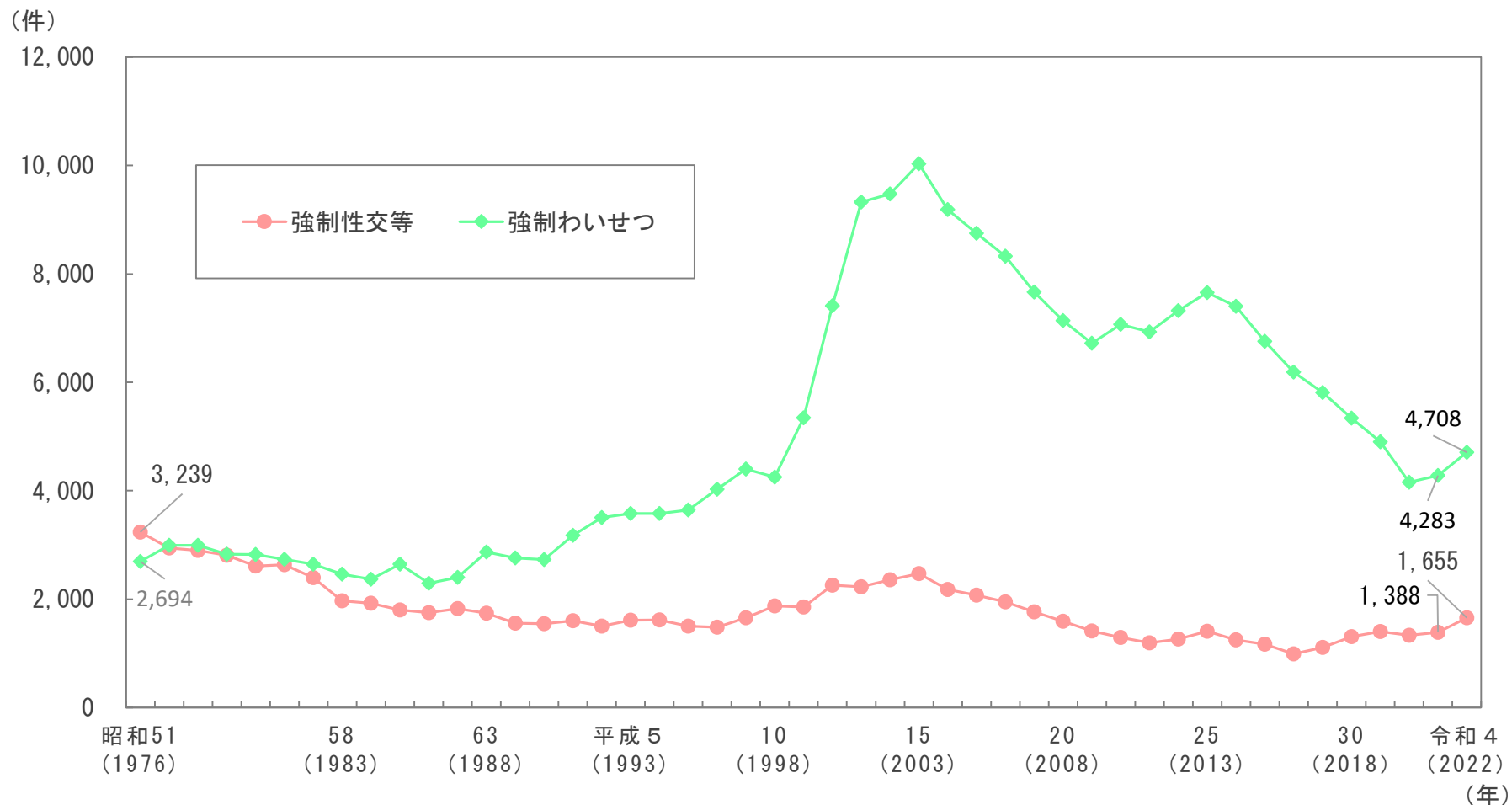
（その他の支援）

- ・精神的な不調や問題に係る支援、情報提供を行った：47件
- ・身体の不調や問題に係る支援、情報提供を行った：18件
- ・家族や人間関係に関する問題に対する支援、情報提供を行った：16件
- ・経済的な問題に係る支援、情報提供を行った：14件

注）都道府県等から報告のあった件数のうち、令和4年7月1日～令和5年6月30日までの1年間を対象として10月1日時点で取りまとめたものである。

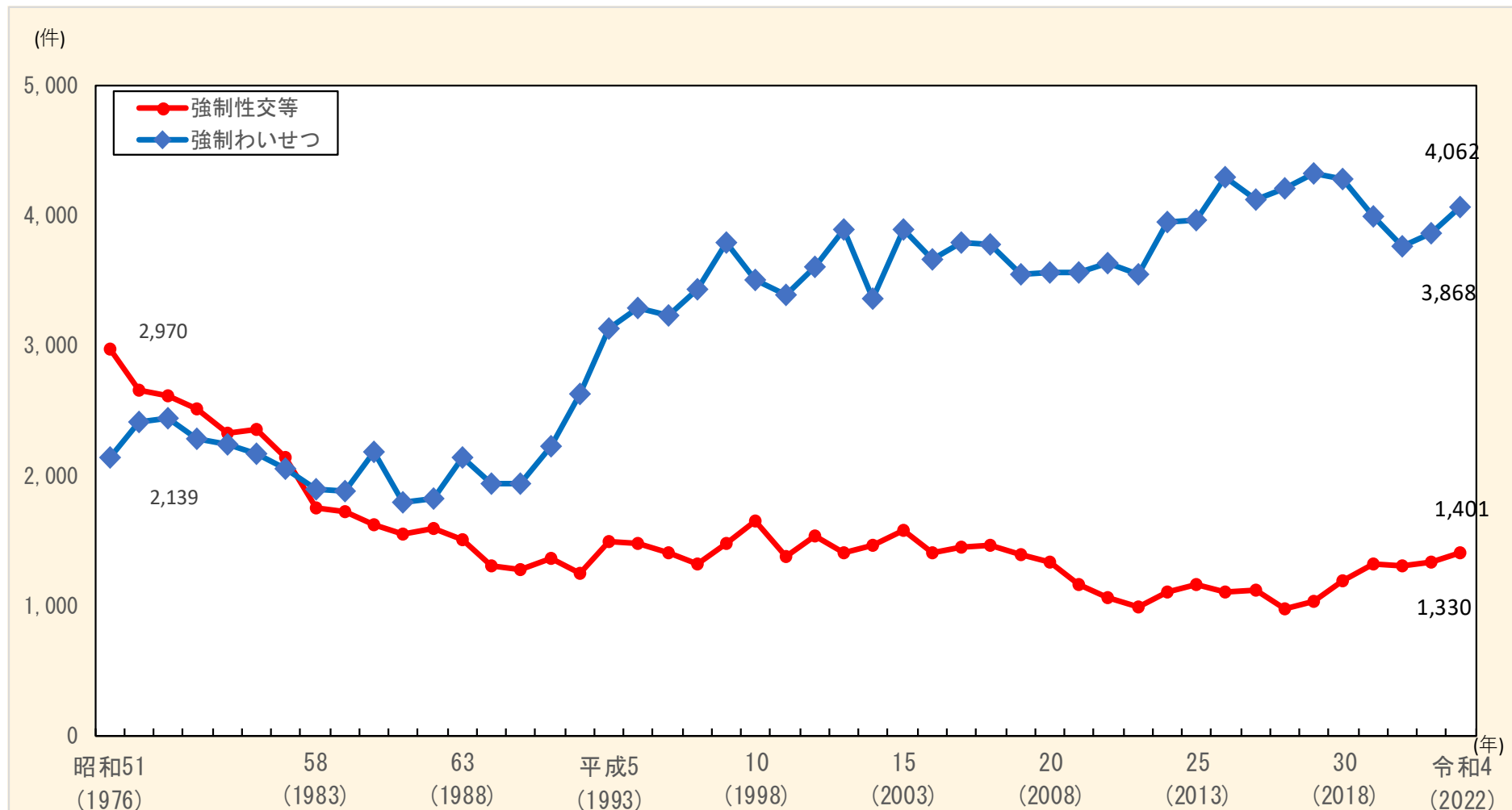
強制性交等・強制わいせつ認知件数の推移

○強制性交等の認知件数は、令和4年は1,655件で、前年に比べ267件(19.2%)増加。
○強制わいせつの認知件数は、令和4年は4,708件で、前年に比べ425件(9.9%)増加。



強制性交等・強制わいせつ検挙件数の推移

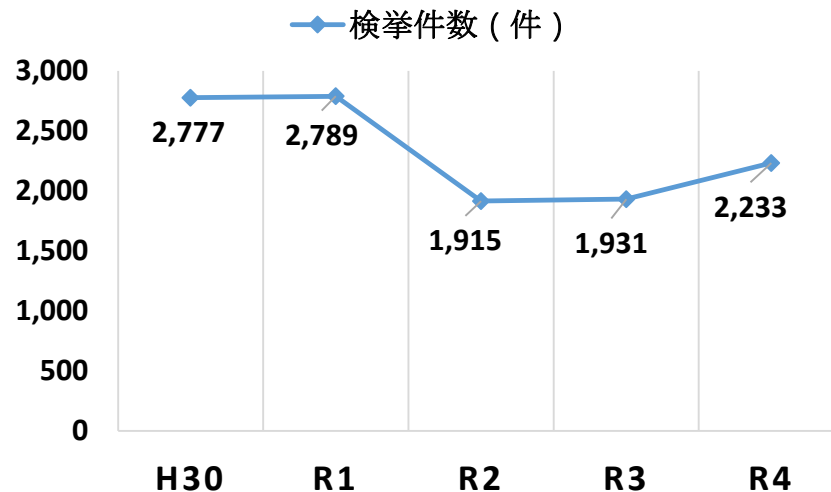
○強制性交等の検挙件数は、令和4年は1,401件で、前年に比べ71件(5.3%)増加。
○強制わいせつの検挙件数は、令和4年は4,062件で、前年に比べ194件(5.0%)増加。



痴漢事犯に関する検挙件数・発生場所等のデータ

痴漢事犯の検挙件数は、平成30年以降2,700件台で推移していたところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比－874件，－31.3％）した後再び増加しており、令和4年は2,233件（前年比＋302件，＋15.6％）であった。発生場所別では、乗り物内（電車等）で発生した痴漢事犯の検挙件数が最も多く、939件（42.1％）であった。

痴漢事犯に係る検挙件数の推移



令和4年の痴漢事犯に係る発生場所別検挙件数

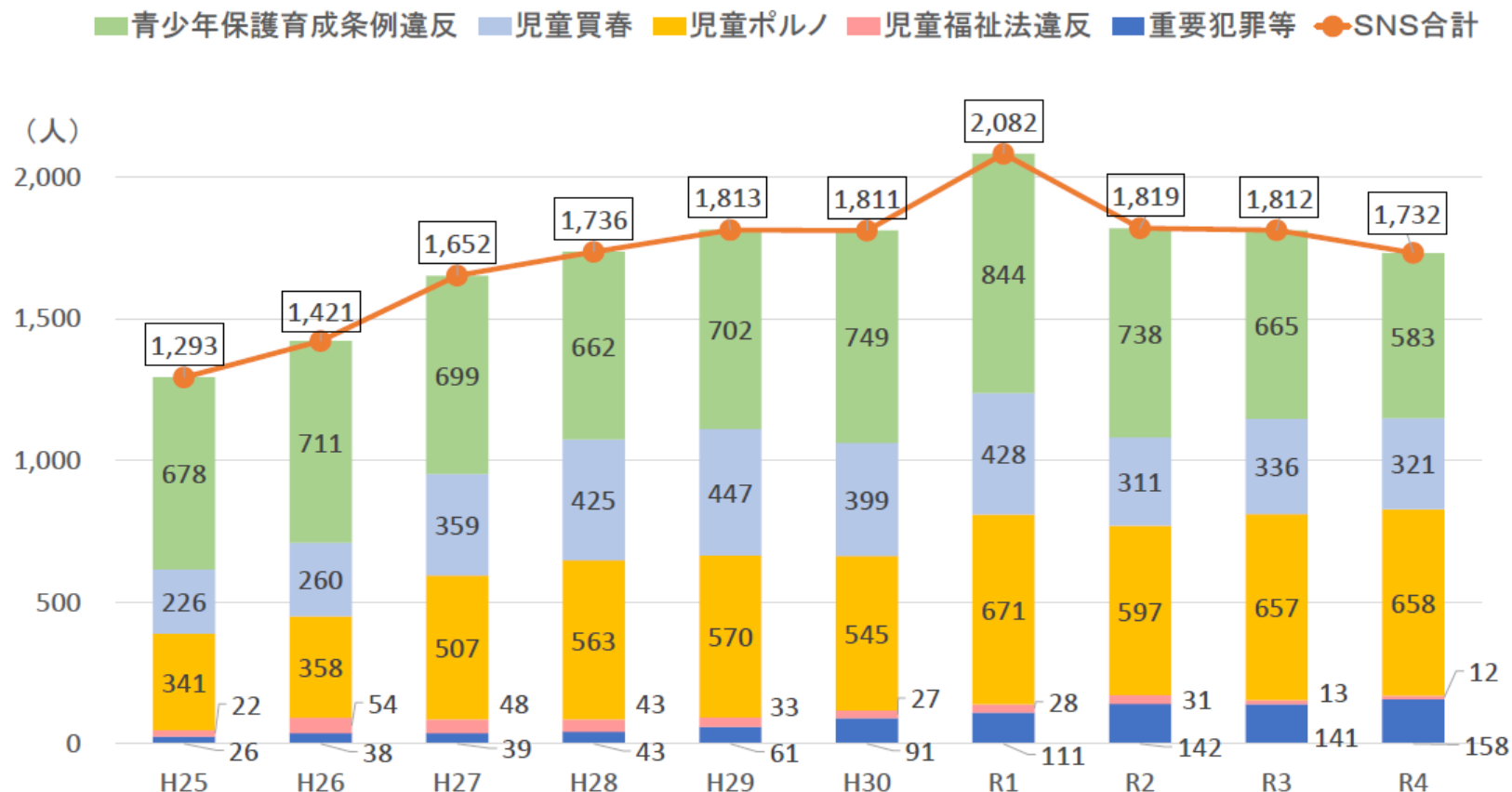
発生場所		検挙件数（件）	割合（％）
駅構内	階段・エスカレーター	43	1.9
	ホーム	68	3.0
	その他	62	2.8
乗物内	電車等	939	42.1
	バス	85	3.8
	その他	3	0.1
路上		457	20.5
ショッピングモール等商業施設		322	14.4
書店・レンタルビデオ店		30	1.3
ゲームセンター・パチンコ店		54	2.4
その他の公共の場所		170	7.6
合計		2,233	100.0

注）都道府県が制定する迷惑防止条例の「卑わいな行為の禁止」のうち「痴漢」に係る事案の検挙件数

（出典）警察庁「令和4年中の迷惑防止条例等違反（痴漢・盗撮）に係る検挙状況の調査結果」

SNSに起因する事犯の被害児童数の推移

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

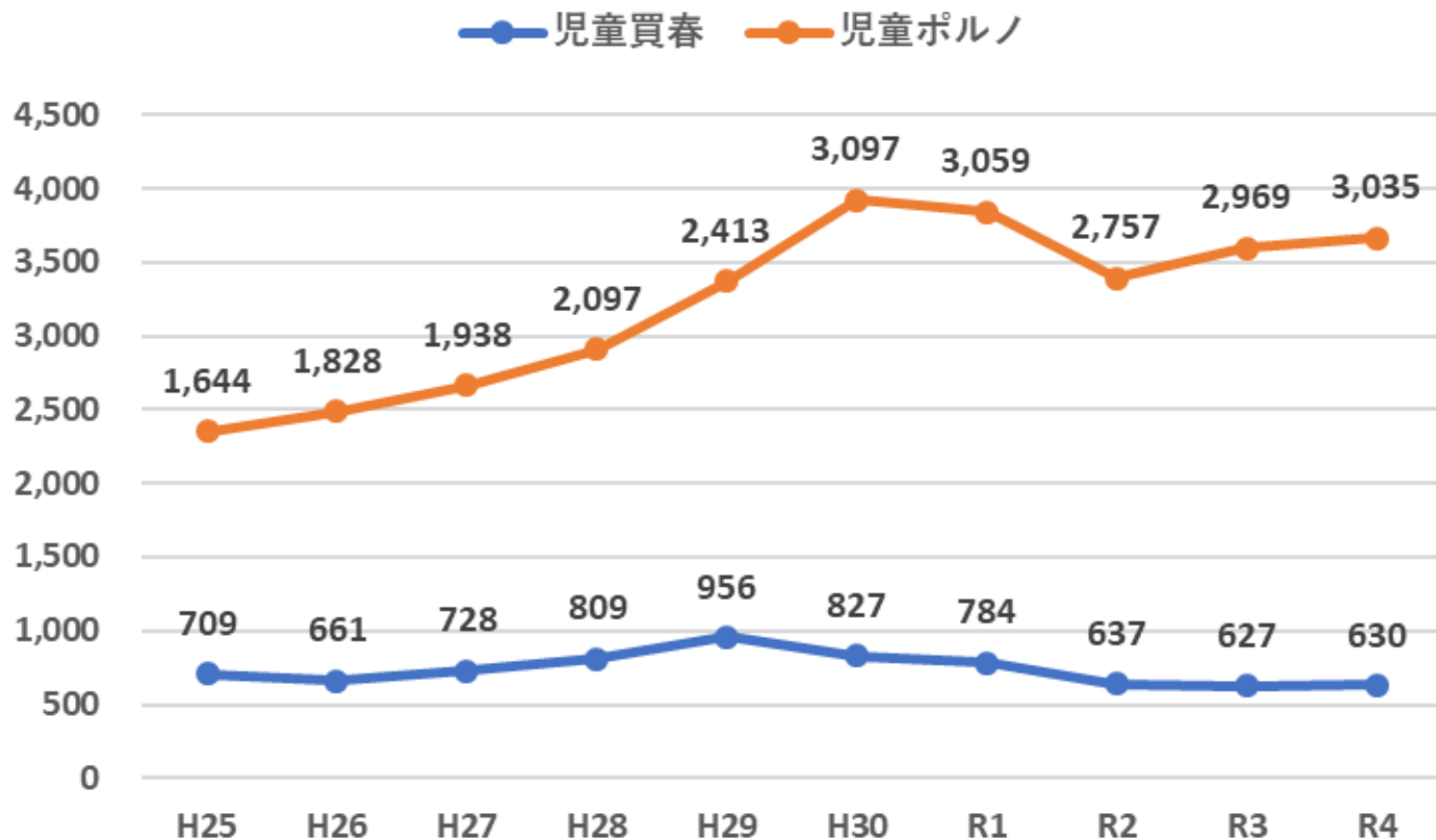
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制的性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

(出典) 警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」

児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移

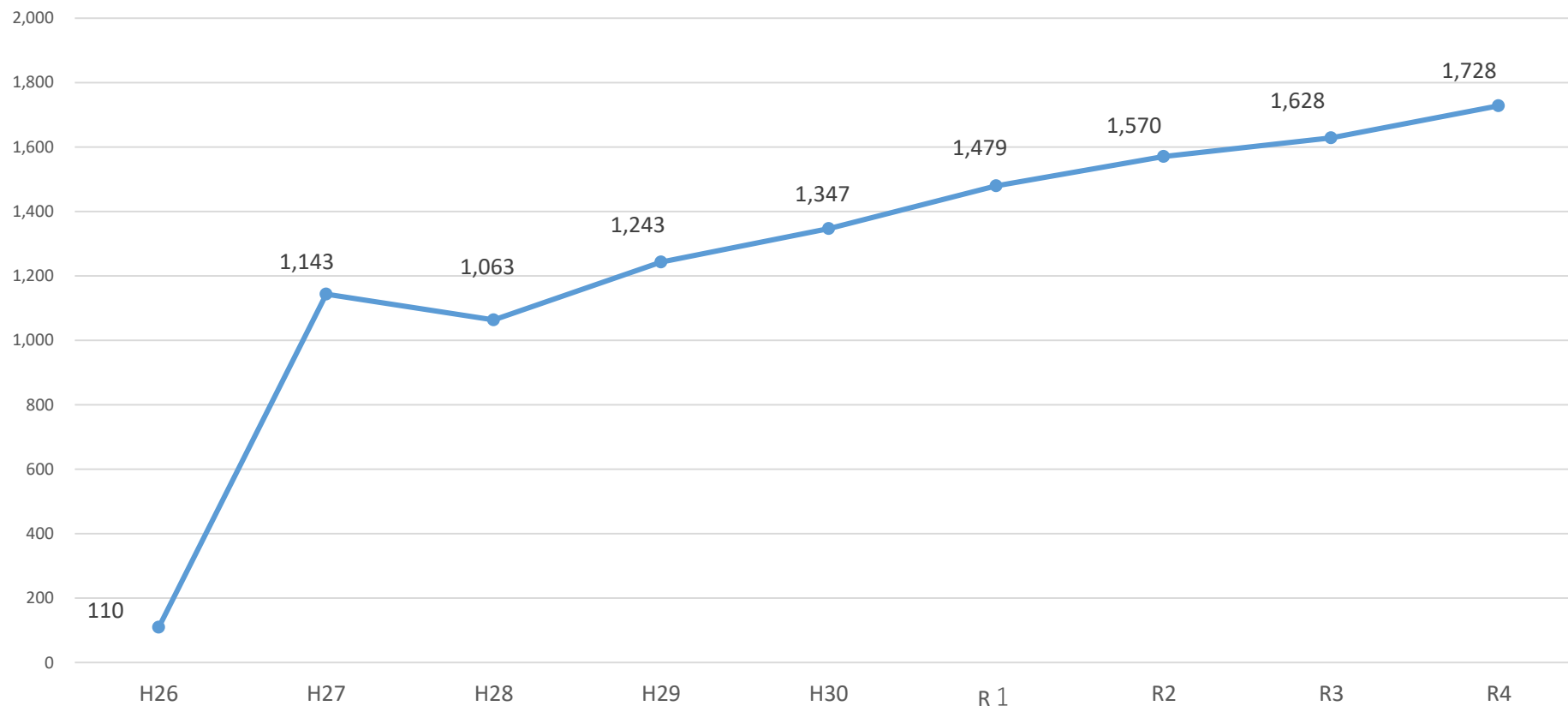
令和4年における児童買春事犯の検挙件数は、前年から3件（0.5%）増加し、児童ポルノ事犯の検挙件数は、前年から66件（2.2%）増加した。



（出典）警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」

私事性的画像に係る事案の相談等状況

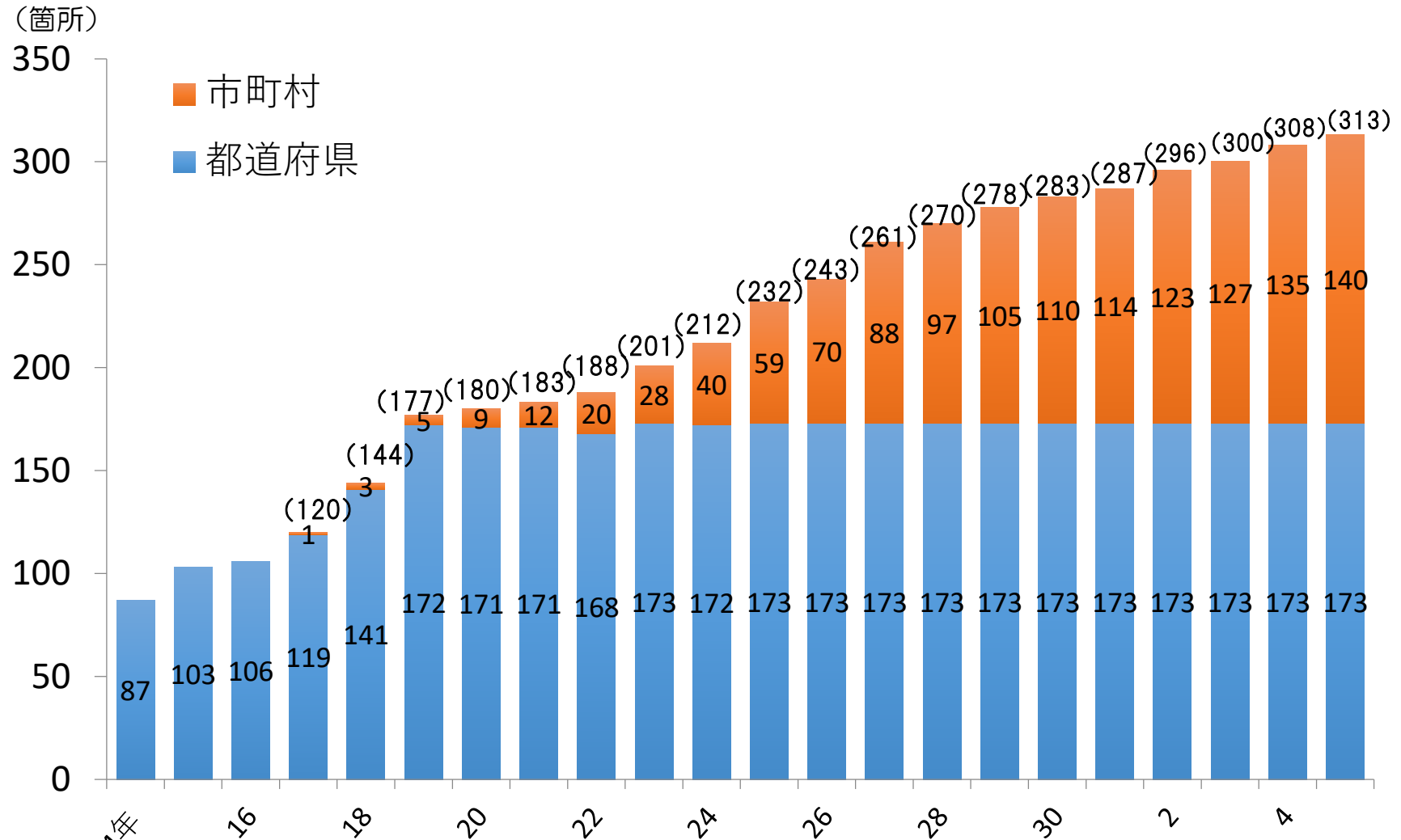
相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和4年は1,728件（前年比＋100件）と増加。



注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

（出典）警察庁「令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

配偶者暴力相談支援センター数の推移

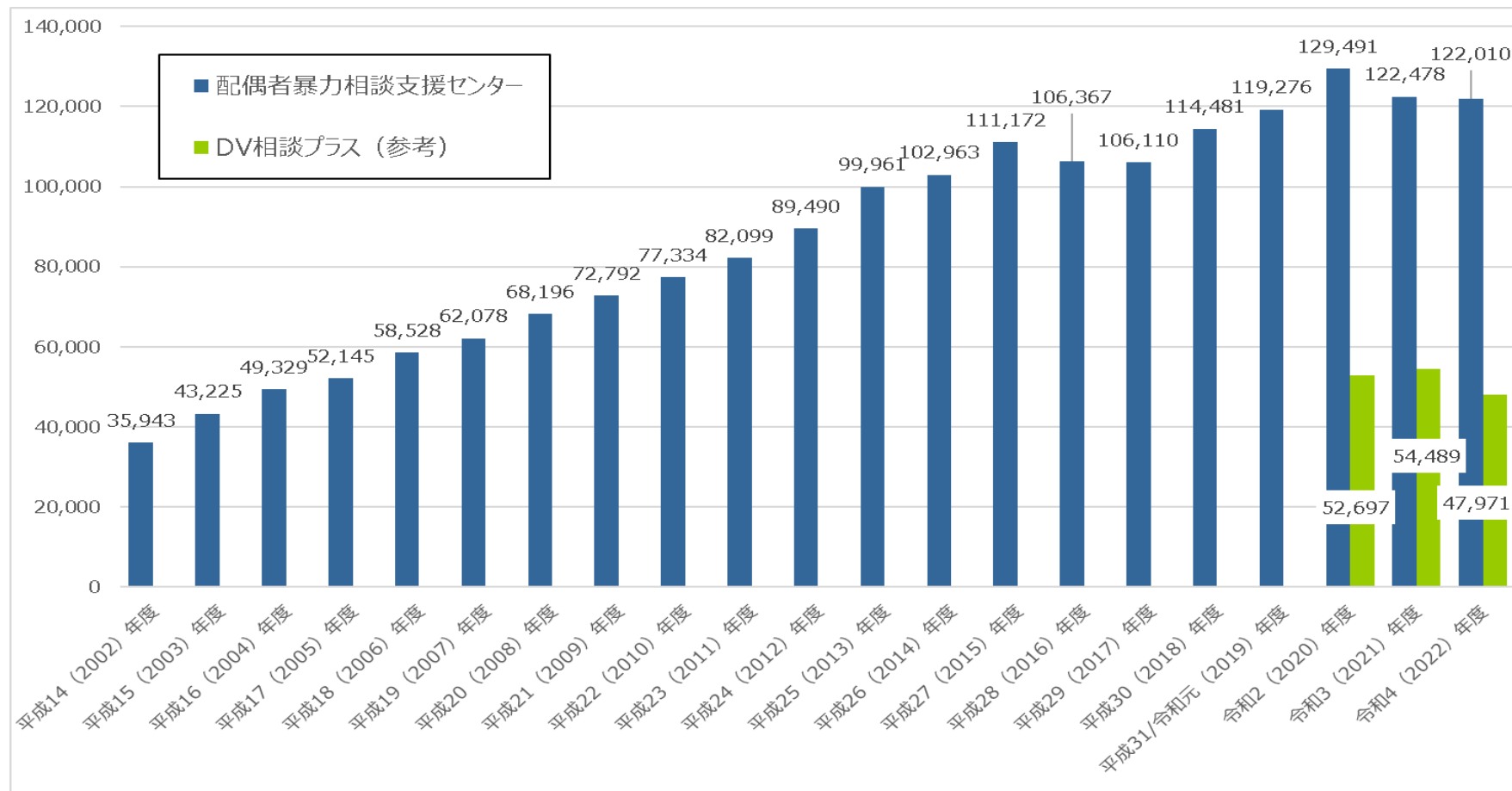


※ 各年4月1日現在(平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年は7月1日現在、令和2年は11月1日現在、令和4年は9月1日現在、令和5年は7月3日現在)

※ ()内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移(年次)

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和4（2022）年度は、約12.2万件で、前年度とほぼ同数（前年度比0.4%減）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を取りまとめ、集計。

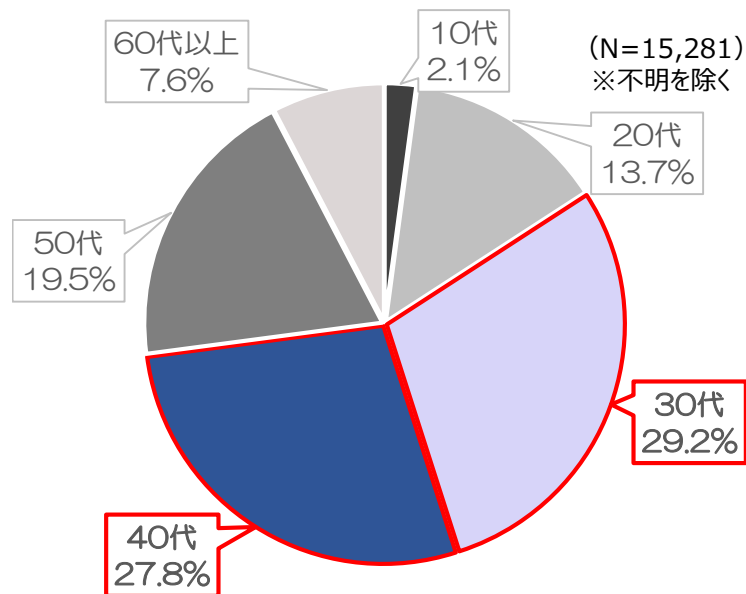
※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者は、30代・40代が半数以上(57.0%)を占める。
- ✓ 相談内容の約6割(64.8%)が精神的DVを含んだ相談となっている。

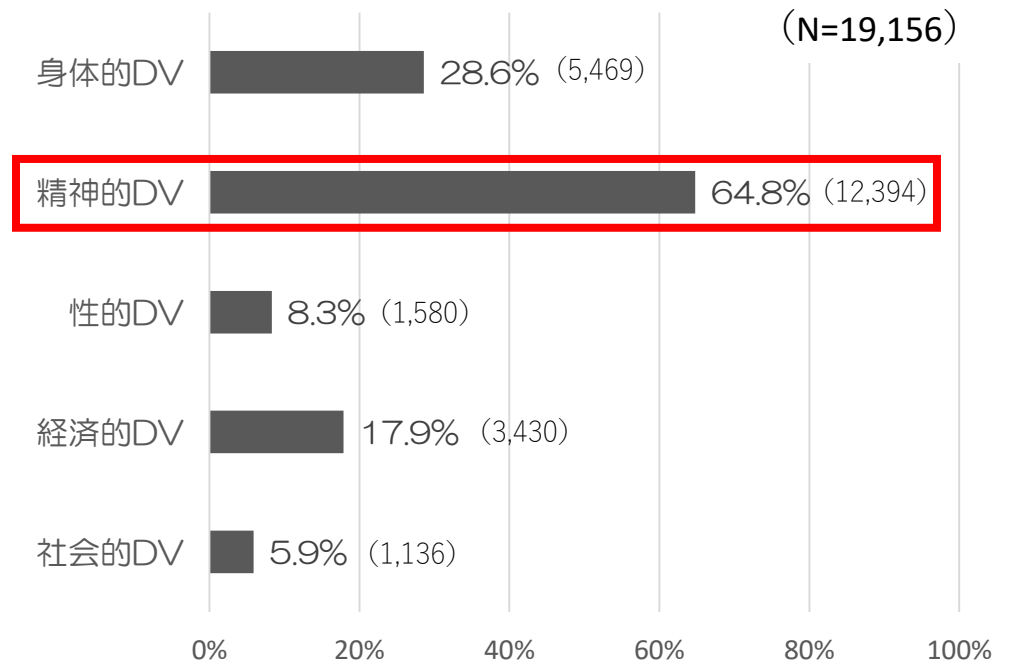
相談者の年齢

30代・40代で全体の約5割を占める。



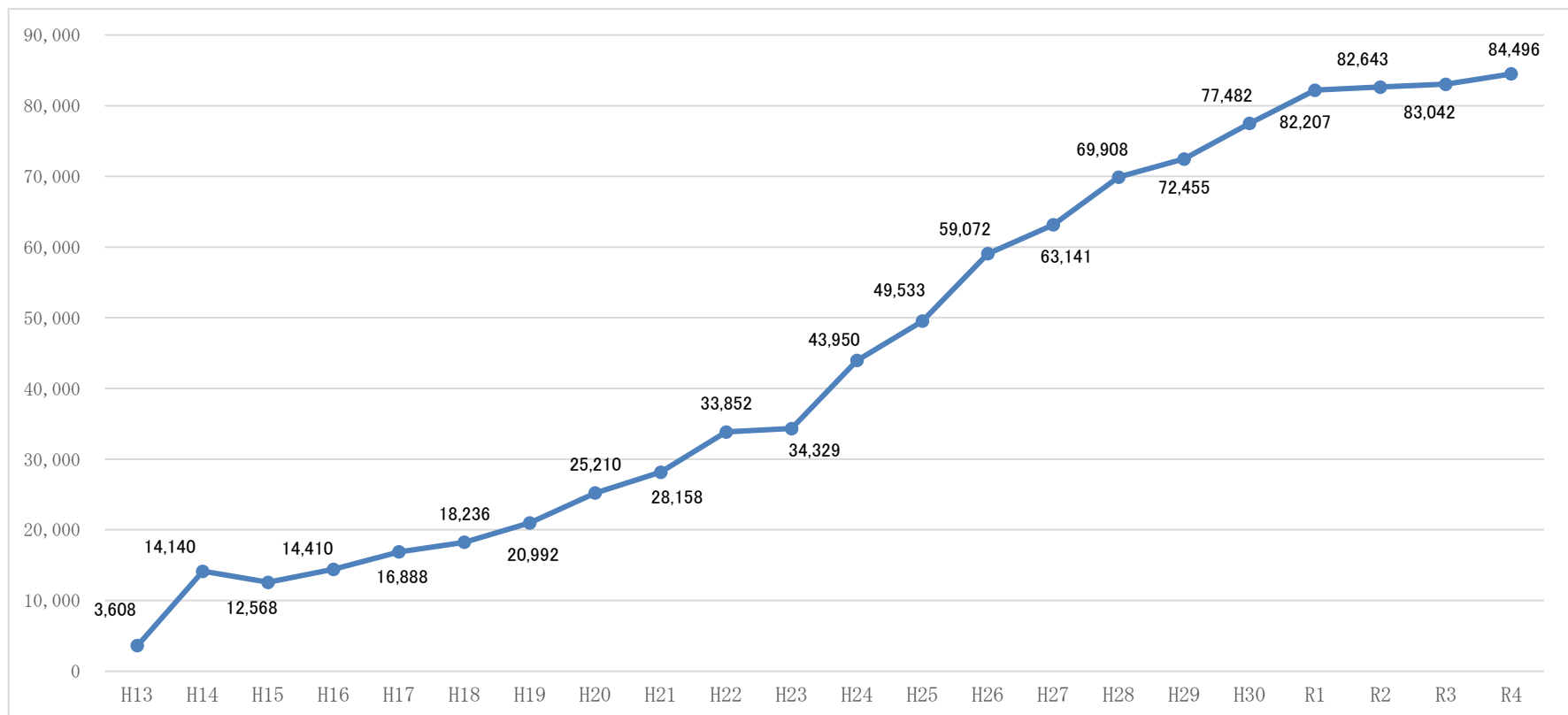
相談内容（複数回答）

相談内容の約6割が精神的DVを含んだ内容



警察における配偶者からの暴力事案等の相談等状況

相談等件数は増加傾向であり、令和4年は84,496件（前年比+1,454件、+1.8%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

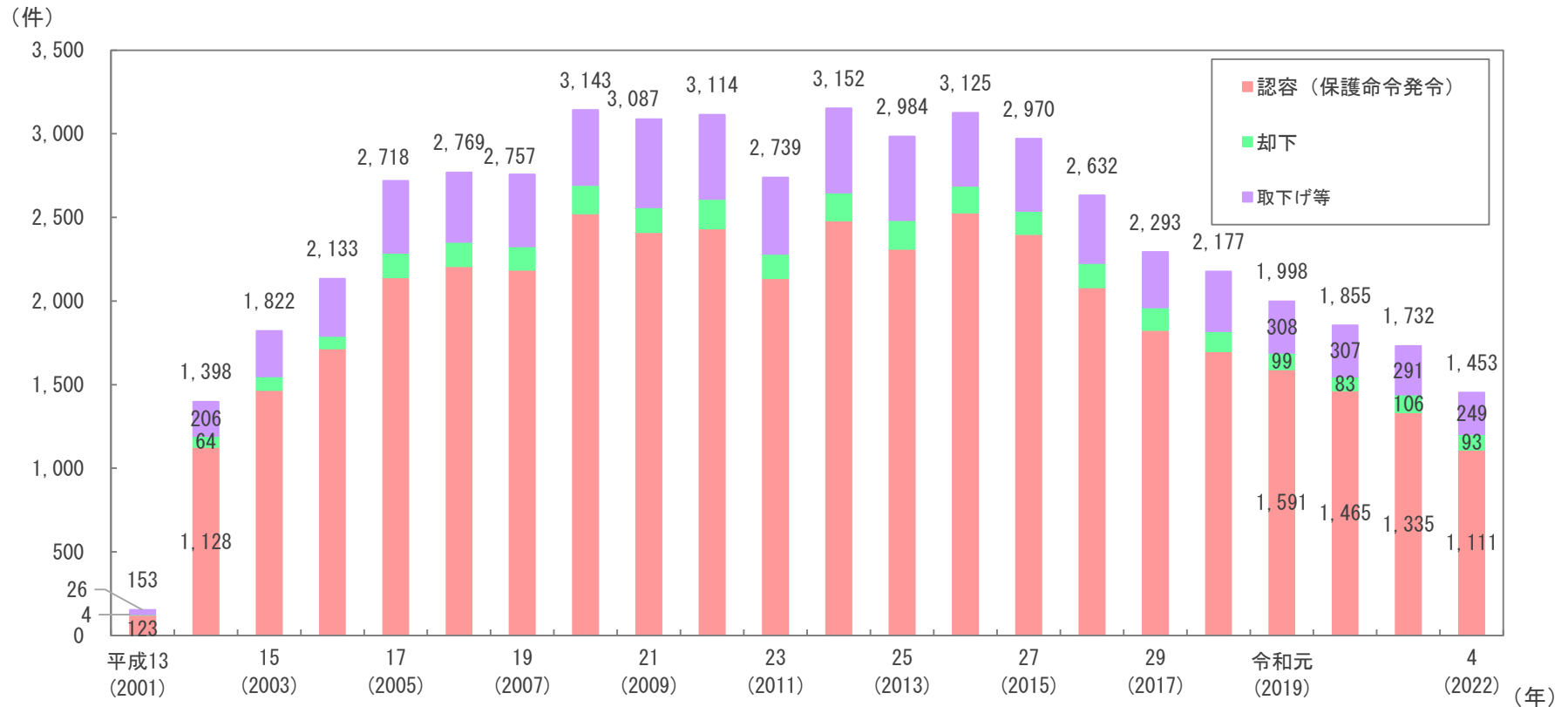
注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

注3) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

（出典）警察庁「令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

保護命令事件の処理状況等の推移

令和4年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,453件）のうち、保護命令が発令された件数は1,111件。



注1) 最高裁判所資料より作成。

注2) 「認可」には、一部認可の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。

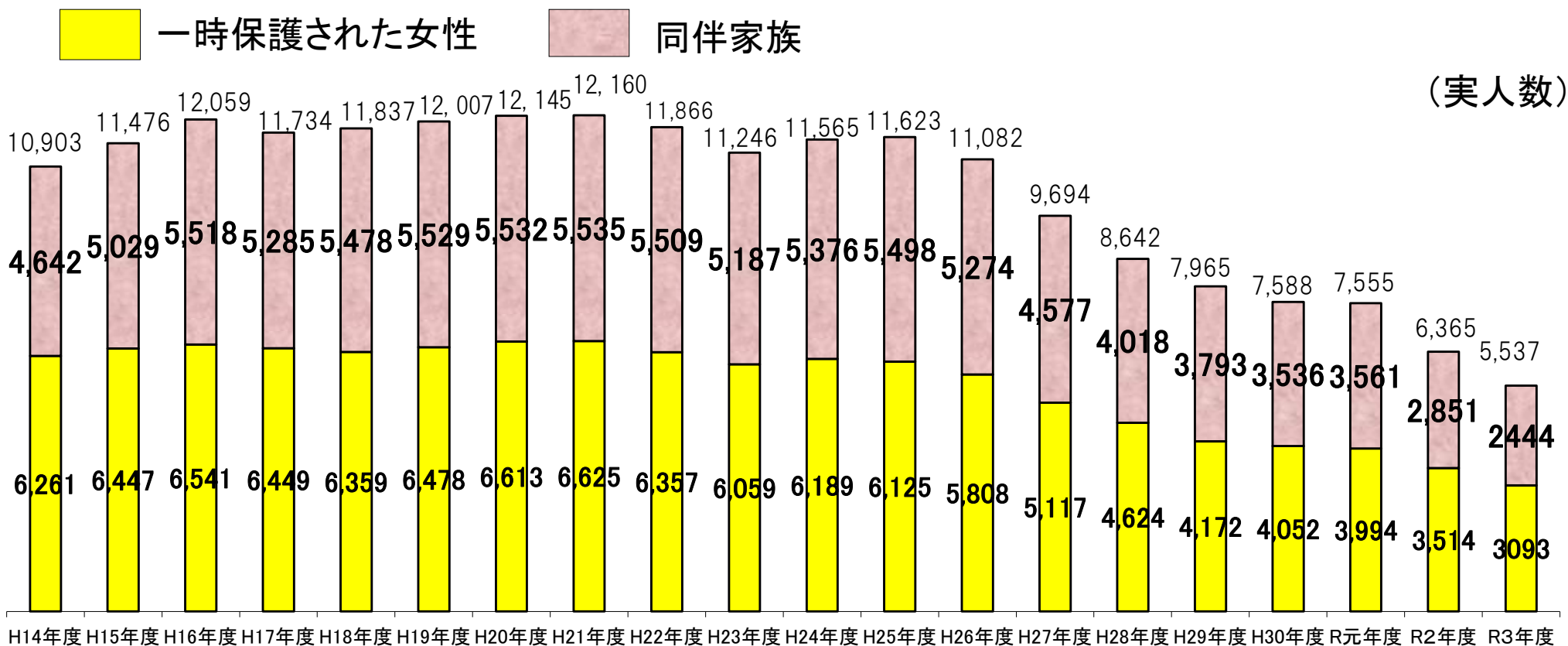
注3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。

注4) 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。

婦人相談所による一時保護者数の推移

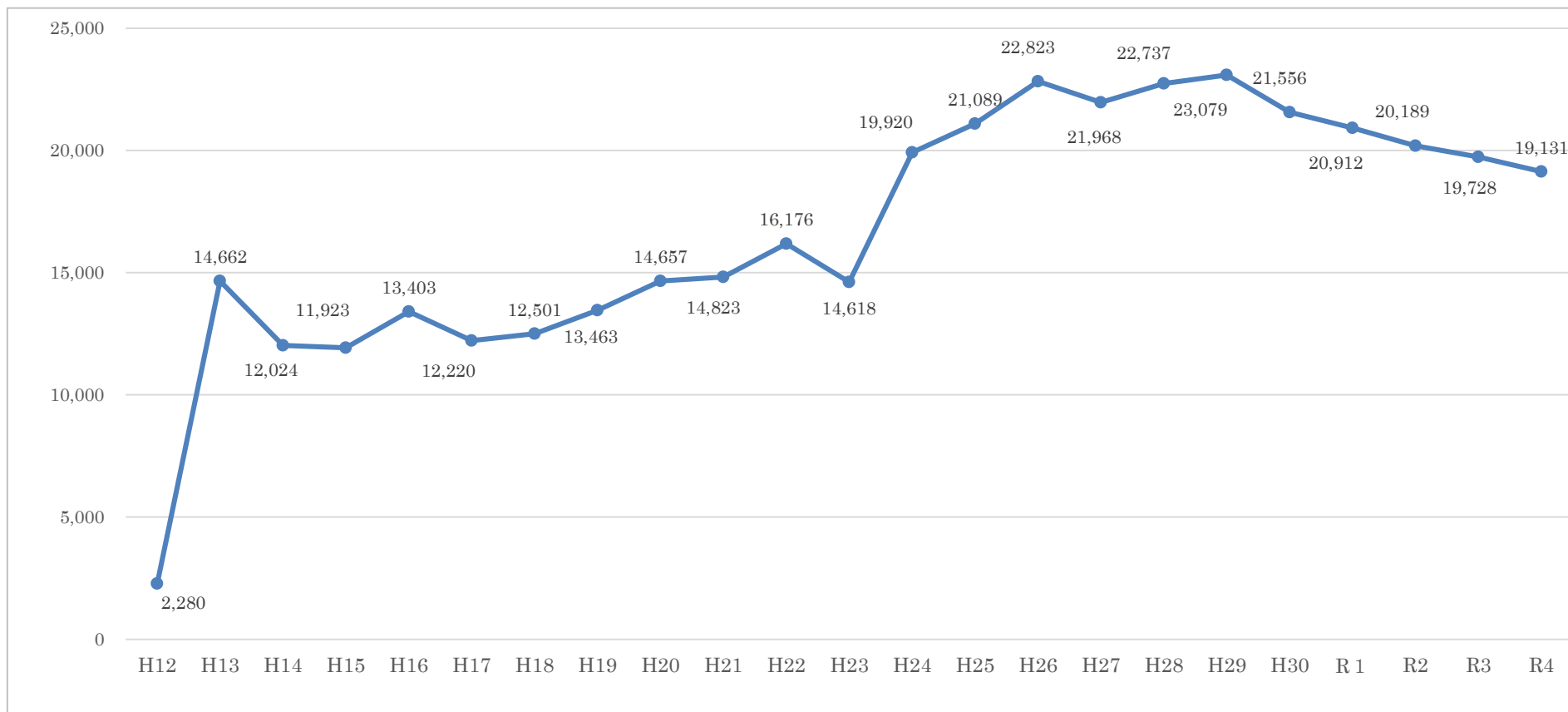
○婦人相談所により一時保護された女性は3,093人。同伴家族の数が2,444人で、合計5,537人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。



警察におけるストーカー事案の相談等状況

相談等件数は平成24年以降高い水準で推移してきたが、30年から減少傾向に転じ、令和4年も19,131件（前年比－597件，－3.0％）と減少。

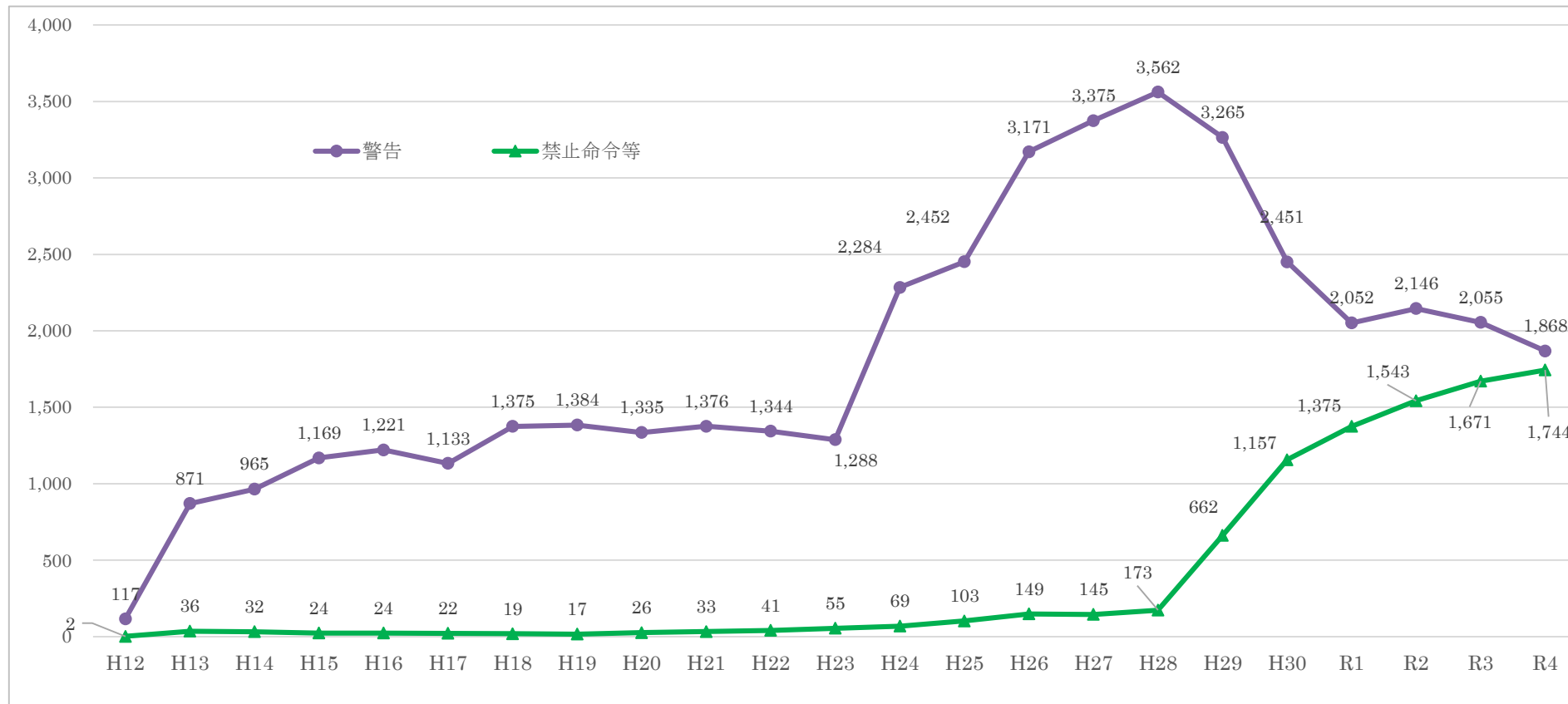


注）平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の件数

（出典）警察庁「令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

警察におけるストーカー規制法に基づく行政措置

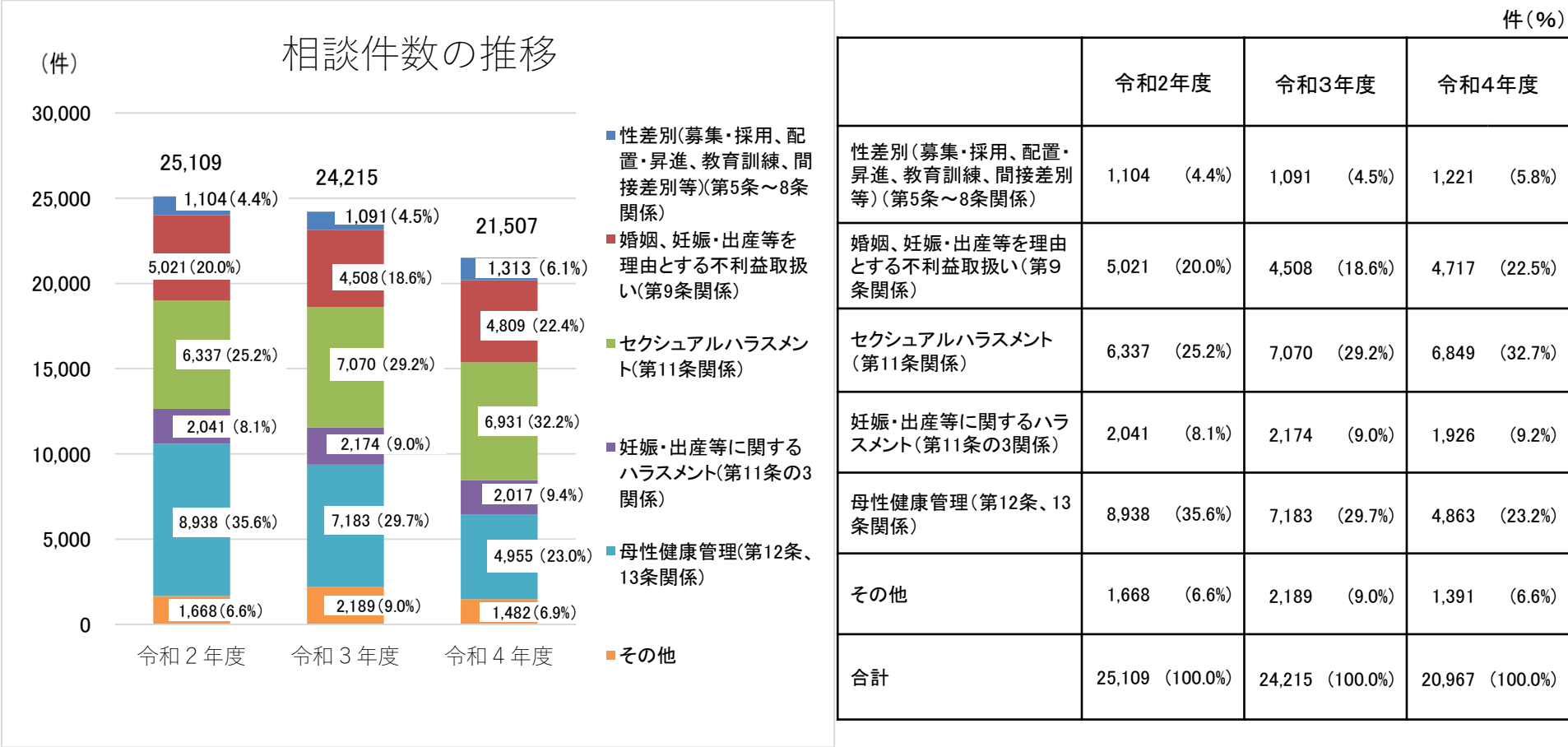
ストーカー規制法に基づく警告は、令和4年は1,868件（前年比－187件，－9.1％）と前年より減少。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急禁止命令等の新設等を内容とする平成28年のストーカー規制法の改正法が施行された平成29年以降急増し、令和4年も1,744件（前年比＋73件，＋4.4％）と法施行後最多。



（出典）警察庁「令和4年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

令和4年度労働局雇用環境・均等部(室)への相談件数・相談内容 (男女雇用機会均等法関係)

- 均等法に係る相談は20,967件。
- 労働者・事業主等からの相談内容は、「セクシュアルハラスメント」が32.7%を占めており、次いで「母性健康管理」が23.2 %、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」と続いている。



資料出所：厚生労働省「令和4年度都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における法施行状況について」

参考資料（法律概要）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。刑法等改正による改正規定は**令和5年7月13日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効者等
失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること

②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、

③刑法第182条（面会要求、自撮り要求等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反、

④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 基本指針では、児童生徒性暴力等の事案があった場合は原則懲戒免職とする等、厳正な懲戒処分を行う必要があるとしている。

※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない**。

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・都道府県教委に設置
 - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号）（概要）

背景

- 近年、元交際相手等の自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案等が発生。
- 令和2年7月の最高裁判決において、元交際相手等の自動車にGPS機器をひそかに取り付け、位置情報を探索・取得する行為が、ストーカー規制法で規制する「住居等の付近において見張り」をする行為には該当しない旨判示。
- また、相手方が現に所在する場所の付近での見張り等や連続して文書を送付する行為がみられるが、ストーカー規制法の規制の対象外となっているところ。



改正の概要

1 つきまとい等の規制対象の拡大

以下の行為を「つきまとい等」として規制する。

(1) GPS機器等を用いた位置情報の取得行為等

- 相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為を規制する。

る。

- 相手方の承諾なく、その所持する物に、GPS機器等を取り付ける等の行為を規制する。

(2) 相手方が現に所在する場所の付近における見張り等

現行の住居等の通常所在する場所に加えて、現に所在する場所の付近における見張り、うろつき、同所への押し掛けを規制する。

(3) 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為

現行の電話、ファックス、電子メール、SNSメッセージに加えて、拒まれたにもかかわらず、文書を連続して送付する行為を規制する。

2 禁止命令等の方法に係る規定の整備

禁止命令等について、書類を送達して行うこととする。
（住所及び居所が明らかでない場合には公示送達）

3 施行日

- 1 (2)・(3)については令和3年6月15日施行
- 1 (1)・2については令和3年8月26日施行

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

ＡＶ出演被害防止・救済法 概要

1 目的（1条）

ＡＶ出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取り返しのでない重大な被害が、現に生じている
⇒全ての年齢・性別の者について被害の防止・被害者の救済が必要
⇒出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、性行為の強制の禁止・出演契約の特則等により、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資する

2 定義（2条）

「性行為映像制作物（この資料において便宜上「ＡＶ」）とは、性行為（性交若しくは性交類似行為又は他人が人の露出された性器等（性器又は肛門をいう。）を触る行為若しくは人が自己若しくは他人の露出された性器等を触る行為）に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するもの

3 実施及び解釈の基本原則（3条）

○ＡＶ事業者等は、ＡＶ出演被害の重大性を自覚し、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようすること
○ＡＶ撮影における性交等の強要は禁止 ○公序良俗に反する契約は無効 ○売春等は許容されない

4 締結に関する特則（4～6条）

○出演契約は、ＡＶごとに締結しなければならないこと ○書面主義
○ＡＶ契約書等の交付義務 ○ＡＶ契約の説明義務 → 罰則で担保

5 履行等に関する特則（7～9条）

ＡＶ撮影について、
○契約書面の交付から1か月間の撮影の禁止 ○意に反する性行為は拒絶できる
○出演者の安全等に配慮する義務 ○事前確認の機会の付与
○全ての撮影の終了から4か月間の公表の禁止

6 無効、取消し及び解除等に関する特則（10～14条）

○ＡＶを特定しないで出演義務を課す契約条項⇒無効
○書面交付義務及び説明義務に違反があった場合⇒出演者はＡＶ契約を取り消せる
○5履行等に関する特則に違反する場合⇒出演者は無催告で契約を解除できる
○全てのＡＶ出演契約⇒公表後1年間（施行後2年間は経過措置として「2年間」）、無条件で解除可能
○ＡＶ出演者は、ＡＶ出演契約の解除によって損害賠償義務を負わない
○各当事者は、解除により原状回復義務を負う
○任意解除を妨げるための不実告知又は威迫・困惑行為の禁止 → 罰則で担保

7 差止請求権（15条）

ＡＶ出演者は、出演契約に基づくとなくＡＶの制作公表がされた、又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、その制作公表の停止・予防及びこれに必要な行為を請求できる

8 プロバイダ責任制限法の特例（16条）

ＡＶに係る情報の流通により自己の権利を侵害されたとする出演者からプロバイダ等に情報削除の申出があった場合の、プロバイダ等から情報発信者に対する削除同意照会期間について、通常の「7日」から「2日」に短縮

9 相談体制の整備等（17～19条）

○ＡＶ出演契約の勧誘・締結・履行等、ＡＶの制作公表の各段階における、出演者等からの相談体制の整備
○被害の発生を未然に防止するために必要な教育活動及び啓発活動の充実

10 罰則（20～22条）

○解除妨害のための不実告知又は威迫・困惑行為 → 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
○契約書等交付義務違反・説明義務違反 → 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

11 附則

○施行期日…公布の日の翌日から施行（罰則関連規定のみ公布の日から20日）
○経過措置…施行後2年間は、ＡＶの公表から2年の間、全てのＡＶ出演契約を無条件で解除できる
○見直し条項…下記の項目等について施行後2年以内に見直す
・公表期間の制限（忘れられる権利）・無効とする出演契約等の条項の範囲

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）（概要）

令和6年4月1日施行（一部の規定を除く）

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- 被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
- 同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- 被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- 退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの

身体に対する暴力を受けた者、
 「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、
「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大 （現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）

② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長

[10条1項～4項]

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設

[17条3項～7項]

③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早期（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加

[10条2項]

④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件注1を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令注2を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早期の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等

[10条3項]

⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設

[10条の2]

⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金

[29条]

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

➤ 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

(1) 被害者の自立支援のための施策注、

(2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力 を必要的記載事項とする

注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

[2条の2・2条の3]

< 3. 協議会の法定化 >

➤ 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設

[5条の2～5条の4・新30条]

※上記のほか、民事訴訟手続のIT化等を踏まえ、保護命令手続に係る所要の規定等を整備。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（改正）

2023年（令和5年）7月13日から施行

以下の **1** 又は **2** によって、

性交等（※1）をした場合、**不同意性交等罪** 【5年以上の有期徒刑】
わいせつな行為をした場合、**不同意わいせつ罪** 【6月以上10年以下の懲役】
が成立（※2）

1 ①～⑧のいずれかを原因として、

同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせること、あるいは
相手がそのような状態にあることに乗じること

- ① 暴行 又は 脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール 又は 薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例：不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 …… 例：フリーズ
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例：虐待による無力感・恐怖心
- ⑧ 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
…… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、
不利益が生じることを不安に思うこと

2 わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、 又は
相手がそのような誤信をしていることに乗じること

1 や **2** に当たらない場合でも…

3 相手が**13歳未満の子ども**である場合、又は、
相手が**13歳以上16歳未満の子ども**で、行為者が**5歳以上**年長である場合
にも、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立

※1 「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。

※2 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）

2023年（令和5年）7月13日から施行

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合（※）、**面会要求等の罪**が成立

（※）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

1 わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ① 威迫、偽計 又は 誘惑 …………… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② 拒まれたのに反復 …………… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
- ③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする

2 1の結果、わいせつの目的で会うこと

【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

3 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

公訴時効期間の延長（改正）

2023年（令和5年）6月23日から施行

1 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長

- ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → **20年**
- ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …………… 10年 → **15年**
- ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → **12年**

2 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が**18歳に達する日までの期間**に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年（15年＋6年）後となる。

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

2023年（令和5年）12月までに施行予定

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならぬ。

① 供述が、一定の措置（※）が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき

（※）・供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置

・供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された
性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態等撮影罪など（新設）

2023年（令和5年）7月13日から施行

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立

1 性的姿態等撮影罪

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影
- ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※）
（※）相手が13歳以上16歳未満の子どものときは、行為者が15歳以上年長である場合

2 性的影像記録提供等罪

- ① 1又は5によって撮影・記録された性的姿態等の画像（「性的影像記録」）を特定・少数の者に提供

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ② 「性的影像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

3 性的影像記録保管罪

【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

- 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管

4 性的姿態等影像送信罪

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

- 不特定・多数の者に、1の①～④と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング）

5 性的姿態等影像記録罪

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- 1の①～④と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。

(※) 原本は刑法によって没収可能

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

2024年(令和6年)6月までに施行予定

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- ① 電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
- ② それ以外の対象画像
→ 押収物の廃棄
- ③ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去命令

(※) 対象画像

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
- ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
- ③ 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- ・ 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など